

平成24年度から 町民税・県民税の扶養控除が変わりました

税制改正によって、平成24年度の町・県民税の扶養控除が大きく変更されました。対象となる場合はご確認をお願いします。

①年少扶養控除の廃止

子ども手当の支給実施によって、年少扶養親族(0歳～15歳)に対する扶養控除(33万円)が廃止されました。

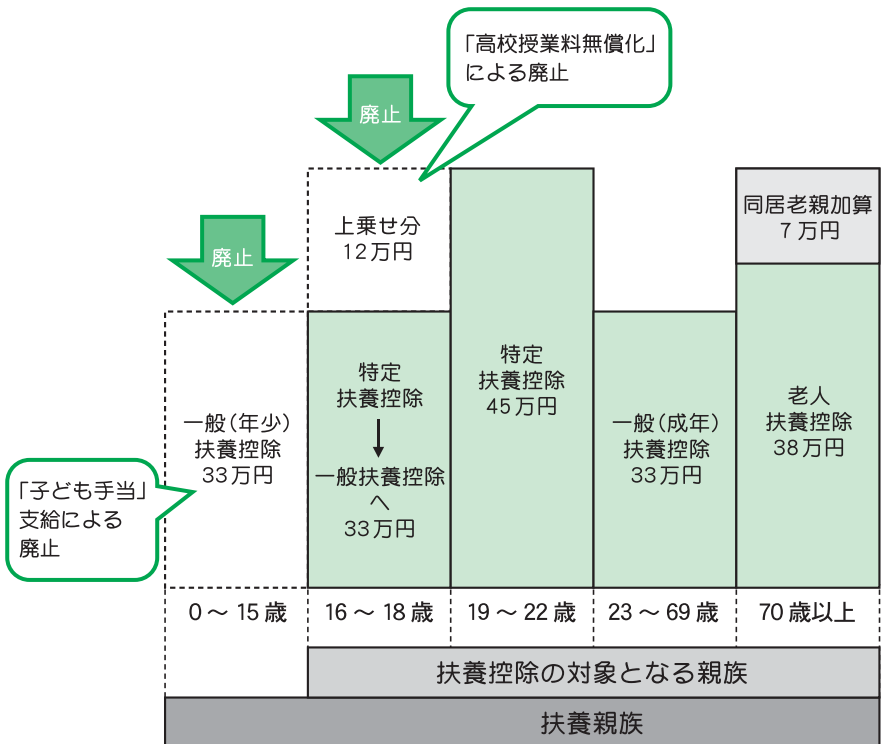
②特定扶養控除の上乗せ部分の廃止

高校授業料の実質無償化に伴い、特定扶養親族(16歳～18歳)に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、控除額が33万円になりました。

③同居の特別障害者控除の変更

これまで同居特別障害者の加算控除額(23万円)は、配偶者控除の額または扶養控除の額に加算されていましたが、年少扶養控除の廃止に伴い、年齢に関わらず特別障害者控除額(30万円)に23万円を加算し、控除額が53万円になりました。

《①,②により扶養控除の額は下記ようになります》



※所得税の控除額とは異なります。

◆問い合わせ

税務課課税班 ☎84-1212

◎標語
内容 きれいな選挙の推進と棄権防止の呼びかけを表すもの
※1人2点まで
字数 20字以内



せんきよ君

◎ポスター
内容 明るい選挙の推進を表すもの
画材 描画材料は自由
大きさ 画用紙の四ツ切、八ツ切もしくは、それに準ずる大きさ
※1人1点まで
締切 9月7日(金)
◆提出・問い合わせ
町選挙管理委員会
☎(84)1211

明るい選挙啓発作品募集

7月8日(日)は、システム改修に伴い、証明発行(住民票・戸籍・税証明等)ができなくなります。
なお、税金等の納付は通常どおりできます。

◆問い合わせ

町民サービスセンター
☎(80)1020



町民サービスセンター(サブア内) 証明発行業務停止のお知らせ